

議案第四十四号

中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出します。

令和七年六月二十四日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年十月中央区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第二号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則第三項中「十年」を「十五年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第百九号）等の施行に伴い、食事の提供の特例に係る要件を変更するとともに、連携施設の確保をしないことができる経過措置の期間を延長するため、この条例案を提出します。